

NPO法人ワネッツ 定款の変更について

定款変更にあたって

NPO法人ワネッツは「地域住民のための原子力緊急時援助隊」を運営する組織として2017年4月7日に設立しました。

以降、マネジメントシステムを適用し、常に改善する組織として活動し、これを評価して今後に生かす教訓を導き出した結果、定款を変更することとしました。

変更内容は下記に示しますが、主ななるもとは、目的に「リスクコミュニケーション」を入れ、平時も緊急時も一貫通貫して、地域住民の皆様と放射線リスクについてコミュニケーションをする組織としたことにあります。

このリスクコミュニケーションが、地域の防災・減災力の向上に不可欠であると確信するとともに、広く皆様のご理解、ご支援を賜りたいと考えています。

特定非営利活動法人ワネッツ 理事長 肥田善雄

定款変更実績

2019.6.8

理事会承認

2019.6.24

第4回通常総会議決

2019.7.30

福井県知事宛申請

2019.8.9

福井県官報掲示

2019.9.2

福井県知事認証

2019.9.27

定款変更登記

	2年間の活動で見出した事実	事実から得られた教訓	教訓の反映
1	活動において、経験上からどうしても説明、説得になってしまい、また、安全対策をしたのだからという安心付与を中心に口述してしまう傾向がある。	国際原子力機関の原子力安全のための行動計画に基づき、ステークホルダーとの間で、放射線に関する一貫したコミュニケーションが必要	定款第3条の「目的」に「リスクコミュニケーション」という用語を入れる。
2	原子力緊急時よりも放射線緊急時にかかる活動が多い	実体を定款の事業に入れる必要がある	定款第5条第(4)項の事業を原子力及び放射線知識普及事業とする
3	地域の役員になったからとか、アルバイトを始めたからということで脱退するワネッツ会員が多く、また、3月の会費納入がどの年度か見解の相違が出てきている。	会員減少により組織弱体化を防止するため、会費免除の制度を導入する。	定款第8条「入会金および会費」に「ただし、理事長が休止を認めた場合を除く」を追加する
4	役員任期が2年固定であるため、総会の開催時期と合わず、総会で役員選任しても、役員交代ができない状況が発生する。	理事長、理事、監事が総会時点で交代できるようにする。	定款第16条の「任期等」に「当該総会が終了するまでを任期」を追記する
5	理事会メンバーが100km以上離れて居住しているため、直接顔を合わせての理事会が設定しづらい。なお、総会は電子的媒体の使用が可能である。	総会も理事会と同様、電磁的媒体による議決ができるようにする。	定款第36条の「議決」に「電磁的方法で理事会に参加をした者は、出席とみなす」を追加する